



栃木県公報

平成28年
10月7日(金)
第2824号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 929
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 929
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 930
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 930
- 准看護師試験の実施..... 931
- 道路の供用開始..... 932

公告

- 認定特定非営利活動法人の認定..... 933

調達等公告

- 入札公告..... 933

告示

栃木県告示第五百六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年十月七日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農村振興課の款地域交流拠点施設受入強化支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

都市農村交流施設機能強化支援事業費補助金	都市農村交流施設（都市と農村との間の交流の促進に資する施設をいう。以下この項において同じ。）が有する農業者の農業経営を改善し、及び地域住民の生活を向上させる機能を強化するための取組を支援することにより、農村の活性化を図る。	都市農村交流施設の運営を行う団体であつて知事が適当と認めるもの（以下この項において「都市農村交流施設運営団体」という。）が都市農村交流施設機能強化支援事業実施要領（平成二十八年四月二十日付け農振第二百四十二号農政部長通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 一 機能強化活動支援事業 二 機能強化施設整備支援事業	当該事業に要する経費の十分の十以内 当該事業に要する経費の二分の一以内	都市農村交流施設運営団体
----------------------	---	--	--	--------------

(農村振興課)

栃木県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月7日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成27年12月1日	今井病院	足利市田中町100
平成28年8月1日	那須高原歯科	那須町大字高久丙1195-58
平成28年8月1日	たなか町薬局	足利市田中町24-13
平成28年9月1日	さくら薬局堀米店	佐野市堀米町1661-1
平成28年8月1日	メープル薬局寺久保店	真岡市寺久保1-2-1

栃木県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月7日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成28年 6月6日	クラタ株式会社	宇都宮市東宿郷 2-4-3	クラタ株式会社た かばやし薬局	那須塩原市高林 1206-10	居宅療養管理 指導

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成28年 6月6日	クラタ株式会社	宇都宮市東宿郷 2-4-3	クラタ株式会社た かばやし薬局	那須塩原市高林 1206-10	介護予防居宅 療養管理指導

栃木県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規

定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月7日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成28年 3月2日	-	-	よしざわ接骨院	芳賀郡益子町七井中央12-8
平成28年 5月31日	島田 祐輔	足利市山川町72-27	-	-
平成28年 5月31日	江原 斉郁	足利市葉鹿町1-35-6	-	-
平成28年 6月23日	池澤 正英	栃木市菌部町2-17-6 ピジョンコートB202	-	-

(保健福祉課)

栃木県告示第510号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく第66回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成28年10月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験期日

平成29年2月19日（日）

2 試験場所

宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校

3 願書の提出期間

(1) 提出期間

平成29年1月4日（水）から同月6日（金）まで

（郵送の場合は、簡易書留にて平成29年1月6日（金）までの消印有効）

(2) 提出場所

〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1-20

栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話 028(623)3152

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成29年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成29年3月までに修業する見込みの者を含む。）

- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第66回栃木県准看護師試験願書
- (2) 第66回栃木県准看護師試験写真票・受験票

出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。

(3) 受験資格を証する書類

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、平成29年3月3日(金)午後5時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業(修業)確定証明書を提出した者については、平成29年3月17日(金)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(医療政策課)

栃木県告示第511号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年10月7日から同年11月7日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
49	主要地方道 つくば益子線	芳賀郡益子町大字長堤2266から 芳賀郡益子町大字長堤1396まで	平成28年10月8日
77	一般県道 西小埜真岡線	芳賀郡益子町大字長堤2539から 芳賀郡益子町大字長堤2537まで	平成28年10月12日
77	一般県道 西小埜真岡線	芳賀郡益子町大字長堤2559から 芳賀郡益子町大字長堤2536-1まで	平成28年10月8日

(道路保全課)

公 告

○認定特定非営利活動法人の認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により公示する。

平成28年10月7日

栃木県知事 福田 富一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人サバ イバルネット・ライフ	仲村 久代	栃木県小山市神鳥谷 931番地3 小山市役 所神鳥谷庁舎	-	平成28年9月27日から 平成33年9月26日まで

(県民文化課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年10月7日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- 委託業務件名 平成28年度森を育む人づくり事業 木製学習用机・椅子製作業務
- 委託業務内容 入札説明書による。
- 履行期限 平成29年3月30日
- 納入場所 別に定める県内の小中学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「家具、日用品類」のうち小分類「家具、インテリア」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 平成28年10月19日から同月26日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 県内に本店を有する者であること。
- 過去15年以内に当該業務又は類似の業務の実績がある者であること。

3 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県環境森林部林業振興課木材利用推進班
電話028-623-3277
- 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成28年10月26日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5
イ 開札の日時及び場所 平成28年10月26日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5
- その他 入札説明書は、平成28年10月7日から同月18日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- 入札保証金 免除
- 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに

掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(林業振興課)